
監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 6 号
令 和 2 年 2 月 3 日

那覇市監査委員	久	場	健	護
同	宮	里	善	博
同	宮	城		哲
同	古	堅	茂	治

令和元年度定期監査（工事監査）の結果について（公表）

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 4 項の規定に基づき実施した令和元年度定期監査（工事監査）の結果を、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年度定期監査（工事監査）結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

工事監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査）

2 監査の対象

工事監査実施要領及び実施計画に基づき、契約金額が1件2,000万円以上（令和元年9月12日時点）で、令和元年11月20日（工事技術調査最終日）現在施行中の土木工事、建築工事、電気工事、機械設備工事等50件の中から以下の3件を選定した。

- 平成30年度小禄金城地内配水幹線布設替工事（その1）
- 那覇市新文化芸術発信拠点施設建設工事（建築）
- （仮称）ともかぜ振興会館建設工事（建築）

3 監査の期間

令和元年9月25日から令和2年1月10日まで

4 監査の方法

監査は、全国都市監査委員会が定めた旧都市監査基準準則に準じ、当該準則の工事監査等の着眼点のうち、主に計画、設計、積算、契約、施工、維持管理等について、経済性、効率性、安全性及び諸手続きが適正に確保されているかを主眼として、各工事について課長、担当職員より説明を聴取し、これらの各項目の各段階において実施された工事が適正であるかどうかについて、書類審査及び現場調査（11月18日から20日まで）を実施した。

なお、実施に当たっては、工事技術調査業務委託契約に基づき、公益社団法人大阪技術振興協会から派遣された技術士（上下水道部門、建設部門）を交えて工事関係職員から説明を聴取し、設計図書、監査資料等の書類審査及び現場を視察し、調査を行った。

なお、指摘事項等について対象部署から弁明、見解等の機会を設けたが、申し出はなかった。

第2 監査の結果

- 1 関係書類を審査し、説明者に質問して当該工事の計画、設計、積算、契約、施工管理、品質管理、監理・監督等の各段階における技術的事項の実施態様について整合性を検査した結果、おおむね適正である。

- 2 積算に関しては、土木工事標準積算基準書（沖縄県土木建築部）及び水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表（水道事業実務必携）、建築工事積算基準（沖縄県土木建築部）並びに沖縄県の実施設計単価表及び営繕工事標準単価表、建設物価、積算資料、見積比較等に基づき積算され、適切な積算である。
- 3 設計図書、その他工事関係書類は必要かつ十分であり、その整備も良好である。また、改善が必要な点については直ちに改善に取り組んでいることから、現場の施工状態もおおむね適切である。ただし、一部に改善を要する指摘事項等があり、これらについては速やかに必要な措置を講じ、今後の適正な事務事業の執行に努められたい。

（注）指摘事項等の区分は、次のとおりとする（定期監査実施要領による）。

(1) 指摘事項

重大な違法、不当及び不正の状況を指摘すること。

(2) 是正事項

改善を要する悪い状況を改め正すこと。

(3) 注意事項

好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べること。

(4) 要望事項

予算執行の効果及び事業成績の見地から事態の向上を求め望むこと。

第3 各工事監査の結果

○平成30年度小禄金城地内配水幹線布設替工事（その1）

1 工事担当所管部署

上下水道部 水道工務課

2 工事概要

(1) 工事場所

那覇市金城地内

(2) 工事内容

ダクタイル鋳鉄管

GX形Φ200mm L= 36.3m (39.7m)

GX形Φ250mm L= 208.1m

GX形Φ400mm L= 205.7m

仕切弁 3基

消火栓 1基

仮設PPΦ50mm L=360.0m (382.0m)

- | | |
|------|----------|
| 仮設給水 | 3 件（4 件） |
| 磁気探査 | 一式 |
- (3) 工事設計業務受注者
永技研株式会社
契約方式 随意契約
委託率 79.8%
- (4) 工事請負業者
有限会社 丸宮産業
- (5) 工事契約日
平成 31 年 3 月 7 日
- (6) 工事費
設計金額 88,475,691 円（当初 82,134,000 円）
契約金額 88,243,000 円（当初 81,918,000 円）
請負率 99.74 %
契約方式 制限付一般競争入札
- (7) 工事期間
平成 31 年 3 月 7 日 から 令和 2 年 1 月 31 日
- (8) 工事進捗状況
計画出来高 69.0 %
実施出来高 77.0 %（令和元年 11 月 15 日現在）

3 調査項目（着眼点）

- (1) 計画について
- ア 都市計画及び事業決定の手続きは適正に行われているか。
 - イ 本工事の計画通知関係書類が整備されているか。
 - ウ 地元住民に対し、事業概要について事前説明及び調整がなされているか。
- (2) 設計について
- ア 事業目的に適合した設計となっているか。
 - イ 法令等に適合した設計となっているか。
 - ウ 仕様書、図面、設計内訳書等の設計図書は的確に作成されているか。
 - エ コスト削減意識を反映した設計となっているか。
 - オ 高齢者、障がい者等利用者の立場に立った設計となっているか。
- (3) 積算について
- ア 積算基準等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。
 - イ 歩掛及び単価は適正か。
 - ウ 数量、金額は正確か。また、その積算根拠は明確か。
- (4) 契約について
- ア 契約の方法及び手続きは適正か。

イ 契約締結は適正か。

(5) 施工及び現場調査について

ア 工事施工に関する諸官庁等への事務手続は適正に行われているか。

イ 工事施工計画は適切か。施工計画書、工程表は適切に整備されているか。

ウ 設計図書どおり施工されているか。また、粗悪な材料の使用、施工の粗雑、手抜き等の工事はないか。

エ 法令等を遵守して施工されているか。

オ 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類は整備されているか。

カ 各種検査、材料試験等は適正に行われているか。

キ 現場の安全管理は適切に行われているか。

ク 工程管理及び品質管理は適切に行われているか。

ケ 工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。

コ 環境に配慮した建設資材の使用に努めているか。

4 総 評

本工事の令和元年 11 月 15 日時点における進捗状況は、出来高 77.0%でほぼ計画のとおり進行中である。提示された書類及び現場を調査し、疑問点は関係者に質問をするとともに、各段階における技術的事項について調査した。書類調査、現地調査において、書類の整備状況を含めて概ね良好である。

なお、個々の調査結果について気づいた点は、各項目の指摘事項等で記述している。

5 書類調査について

(1) 事業目的及び実施計画について

ア 事業目的

配水管を技術的基準に適合するよう耐震化し安定供給を図ることを目的としている。

国道 331 号にはφ350mm の送水管が布設されている。この送水管は、垣花ポンプ場から赤嶺配水池へ水を送る重要な管の一つである。

既設管は昭和 60 年（1985 年）に布設され 34 年経過しており老朽化及び耐震性において課題があることから、本工事にて耐震管である GX 形ダクティル铸铁管への布設替えを行うものである。

イ 実施計画

事業目的耐震化整備基本計画によれば、基幹管路の耐震化 1. レベル 2 地震動による被害が想定される管路については、断水軽減効果の高い箇所から優先的に耐震化を図るとし、基本的に、法定耐用年数をめどに耐震化を図り、新設・更新にあたっては、耐震性のある高機能管を使用するとなっている。

本工事対象は、基幹管路である。基本的には、送配水管の耐震化を目的とし

たもので、昭和 60 年に布設され、まだ 34 年の経過であり、経年管の更新の意味合いは少ない。しかし、赤嶺配水池系の耐震化を確保するため必要と理解する。

(2) 設計について

ア 設計業務関係

設計は、当初、歩道での施工が困難と考え、国道の車道部分への布設を考えていたが、国道事務所との協議の結果、あくまでも歩道内での施工となったため、施工の時期の調整を踏まえ、設計を早期に終える必要があったことから、設計内容や現場に対して、すでに熟知している当初設計受注会社に委託することで、効率よく作業が進むものと考え、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号「競争入札に付することが不利と認められるとき」の規定により随意契約を行っている。

設計内容に、既設管路の一部を撤去せず、充填工を採用しているが、既設管の上部に共同溝が設置されているため、撤去が困難と判断され、道路占用申請を行い、許可証を取得している。

(7) 指摘事項等

(注意事項)

充填材料については、性能や施工方法についての比較検討は行われているが、経済的な比較が行われていない。規模を想定した中で行えば、経済性を含む総合的評価が的確なものとなるので、経済的な比較も検討されたい。

イ 入札方法及び参加者数

設計は、施工の時期の制約条件から、元の設計を受託していた業者と随意契約を行った。

ウ 特記仕様書

(7) 指摘事項等

(要望事項)

a 特記仕様書 1. 適用には、準拠すべき他の機関が発行している仕様書や規定を示しているが、設計図書における優先順位が示されていない。特記仕様書に記載すべき重要な要素であり、検討されたい。

b 特記仕様書 16. 業務計画書の記述については、設計よりも工事に関する記述であり、検討されたい。

エ 業務計画書

受託者の作成している業務計画書については、一部に明確さにかける記載もあるが、概ね適切である。

(7) 指摘事項等

(要望事項)

業務概要において、「管路設計」と記載すべきところを「管路計画」となっていること、業務組織計画において、技術士補に係る部門の記載がないこ

と、照査の時期が設計業務フロー等を示されていないことなど、記載内容について、誤字や用語の選択等が不適切な箇所が散見された。直接設計業務に関わるものではないが、業務計画書を受け取る際、適正な用語となるよう指導されたい。

オ 設計図面

設計図面としては、1枚毎の内容の濃いものとなっており、数量計算の確認が行いやすい記載となっている。

(3) 積算について

外部委託により作成された積算ソフトを利用している。更新したときは、ダミーの値を入力し、積算が正しく行われているかどうかについて確認している。

数量や設計書の検算については、担当が作成したものを、検算員が、図面、数量及び積算内容をチェックしている。

ア 指摘事項等

(要望事項)

検算の結果誤りを発見した際は都度修正している。検算において発見したミスについては修正が終われば、用済みとしているとのことであったので、一定期間それらの結果を収集し、分類や整理を行うことで、再発防止の情報として活用することが可能である。そのことが業務改善に繋がり効率化が図られることになるので、検討されたい。

(4) 契約について

入札・契約関係

一般競争入札方式で行われ、公告日は平成31年2月5日、入札期限は平成31年2月28日と、契約金額から設定される法定見積期間中15日が確保されていた。

開札は、平成31年3月1日に行われ、落札候補者が決定、その後、落札候補者の資格審査が行われ、平成31年3月6日に落札者が決定した。

契約は、翌日の平成31年3月7日に行われた。

(5) 施工について

ア 手続き

契約日には、工事着手届、責任者選任届及び工程表が提出され、適切に手続きが進められている。

イ 施工計画書

施工計画書は、平成31年3月20日に提出された。契約からは2週間ほどの短期間に作成されているが、実質は開札された時点から作業が進められた結果によるものと理解した。

施工計画書については、承諾として処理が行われている。

沖縄県土木工事共通仕様書では、受注者が提出するものと規定されているが、提出されたものについての発注者側の処置についての記載はない。一方、国交

省の表現も全く同じである。ただし、平成 22 年〈編著〉国土交通省全国総括工事検査官等会議として作成された「公共事業の品質確保のための監督・検査・成績評定の手引き―実務者のための参考書―」においては、第 2 編監督についての中で、「受理」が使用されている。土木工事監督技術基準（案）の中で用語の定義として「受理」があり、把握することをいうと定義されている。その他にも受理として記載箇所を見つけることができる。

(7) 指摘事項等

(要望事項)

承諾の定義として、「契約図書で明示した事項で、請負者が監督職員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督職員が書面により同意することをいう。」とされている。したがって、施工計画書については、「受理」として処理することを検討されたい。

ウ 工程表

契約時に提出された工程表は、工期内に完成できるとする意思表示を表すもので、内容については問われないものである。比較的単純に工程表が作成されていた。

エ 施工計画書の個別記載内容確認

記載項目内容の個々について意見を述べる。項目に先立ち、総則として、工事の目的や施工方針についての記述と、準拠図書の記載があった。目次は、15 項目であり、適切である。

(7) 工事概要

簡潔に工事概要の記載があり、位置図がつけられ、工事箇所が示されていた。

(イ) 計画工程表

a 指摘事項等

(要望事項)

(a) 契約時に提出された工程表がそのまま付けられており、施工計画書には、契約時よりも詳細に検討された工程表が必要と考えられるので、契約後の第 1 回目の協議において、精査した工程表の提出を指導されたい。

(b) 施工計画書に、工程遅延に対するフォローアップを十分に記載されたい。

(ウ) 現場組織表

a 指摘事項等

(注意事項)

(a) 受注者から提出されている作業員名簿には、住所、電話番号及び家族連絡先など明らかに個人情報が含まれており、個人情報保護法等の規制を受けるものとなる。このような情報は、発注者として保有する必要性

はないものと考えられるので、工事に携わった従業者の指名のみを把握し、そのリストに必要な情報を確認した項目については、監督員により確認した事実だけを残されたい。

- (b) 現場組織表では管理体制のみ記載されている。作業体制が明確とされていない。受注者と下請負者との業務分担が不明である。別途、施工体制台帳や下請負申請書等を見ればわかるものではあるが、管理体制と作業体制を合わせての提出を求められたい。

(エ) 指定機械及び主要機械

指定機械との項目名があるが、必ずしも指定機械だけでないものが含まれている。

a 指摘事項等

(要望事項)

多くの機械を使用しないので、項目名を「指定機械及び主要機械」とし、備考欄を設け、指定機械についてはその内容を記載することで整理されたい。

(オ) 施工方法

施工方法のフローに示された項目名は、工程表に記載された工種名とは一致していない。整合が図られているとわかりやすい。個々の施工要領は、的確に簡潔に記載されている。

ただし、施工計画書の最終項目である「その他」の中に、施工計画書として、モルタル充填工及び磁気探査の業務計画書が付けられていた。

a 指摘事項等

(注意事項)

モルタル充填工については、充填工部分についての要領書であれば、まだ理解できるが、施工管理や品質管理等は受注者自身が管理すべきものであり、また監理技術者が指導すべき、施工方法以外の内容までも個別の要領書に独立して作成されているのは適切とは言えない。取りまとめ方法を指導されたい。

(カ) 施工管理計画

a 指摘事項等

(要望事項)

施工管理計画は、記載の4項目のほか、段階確認・検査が含まれるものであるが、記載されていない。

これについては、発注者自身が意識し、着手にあたって受注者に意向を伝え、更に受注者側としての考えを合わせて内容及び時期等について双方で認識し合うことが重要である。

施工管理計画については、段階確認・検査の項目を記載させるよう指導されたい。

b 工程管理

(a) 指摘事項等

(要望事項)

工程管理が、具体性に欠ける記載内容となっている。具体的な記載となるよう指導されたい。

c 出来形管理及び品質管理

(a) 指摘事項等

(注意事項)

那覇市上下水道局工事標準仕様書には「接合作業は、その都度必要事項をチェックシートに記入しながら行う」とされているが、出来形管理及び品質管理表に配管の接合に関するチェックシートが明記されていない。

当該仕様書を遵守するよう指導されたい。

d 写真管理

撮影箇所と頻度、整理方法について、水道工事標準仕様書から抜書きされている。

(キ) 安全管理

必要な記載内容となっている。ただし、当該工事現場にそぐわない表現があったりする。監督員は、当該工事区域に適合した内容であることを確認し、該当しない記述があれば、修正を指導されたい。

(ク) 緊急時の体制及び対応

a 指摘事項等

(要望事項)

主として工事災害についての記述になっており、地震やゲリラ豪雨などの自然災害についての記載がない。

緊急時の定義を明確にするとともに、緊急事態の発生に際して、作業員の安全と工事目的物の保全に必要な資材の準備や体制等についての記述を求められたい。

(ケ) 交通管理

a 指摘事項等

(要望事項)

管理の記述が、「ないようにし」、「教育し」、「周知する」、「注意を促す」など曖昧な表現になっている。

特に過積載については、具体的な管理方法を明確に記載するよう指導されたい。

(コ) 環境対策

a 指摘事項等

(要望事項)

想定される騒音振動、粉塵などについての記載がある。監督員は、現場立会時に状況を確認し、適切な管理となっているかどうかについて確認されたい。

(サ) 現場作業環境の整備

当日は休工となっていたので工事現場の日常を見ることができなかった。特に、散らかっているような様子もなく、計画にあるような清掃等が行われているものと判断した。

(シ) 再生資源の利用の促進及び建設副産物の適正処理方法

再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書及び産業廃棄物処理フロー運搬経路が記載されていた。

6 現場調査について

(1) 現地の状況

ア 現場標識

工事看板及びその他の現場標識は、工事始点に近い垣花ポンプ場のフェンスに設置されており、必要なものが掲示されていた。(参考写真 No. 1、No. 2)

(7) 指摘事項等

(注意事項)

内容を確認すると、責任技術者の資格表記が、主任・監理・管理などが使用され、同じ表記とはなっていなかった。工事の開始とともに設置されているものであり、また、別途、施工計画書として着手前に提出され承諾しているものでもあるので、不整合である状況をいち早く発見し、その修正を指導すべきである。

イ 現場、現場事務所周辺環境

現場は、当日は施工されていなかったが、工事用の資材等が放置されてはおらず、適正に整理、清掃が行われるものと判断した。

資材置き場及び現場事務所は、工事現場とは、全く離れた場所にあった。資材置き場では、配管材等の保管状況の確認と、現場で発生したアスファルト舗装塊やコンクリート塊の中間保管場所の標識について確認した。いずれも適切な状況であることを確認した。(参考写真 No. 3、No. 4)

ウ 出来ばえ

工事の途中であり、出来ばえを見るような状況ではなかった。配管のため掘削した部分には、仮舗装が行われていた。特に指摘する箇所はなかった。

7 現場調査時の写真



No. 1 現場標識垣花ポンプ場のフェンスに設置。

- 工事看板、建設業の許可票等掲示。
- 受注者の建設業の許可票の赤丸部分の記載において、主任／管理が選択されていない。
- 管理ではなく監理が表記としては正しく、誤った記述も見られる。
- No. 2 での記載内容と合わせ、監督員は、現地標識の記載内容の確認を早期に行う必要がある。

現場代理人 宮城 久季 TEL(事務所) 098-834-8668 携帯電話 070-540- 主任技術者 永山 博 TEL(事務所) 098-834-8668 携帯電話 090-663- 元請名 有限会社 丸宮産業 監督員名 宮城 久季 監理技術者名 永山 博 専門技術者名 担当工事内容 GX形φ200φ250 φ400配水幹線 布設替工事	
--	--

No. 2 施工計画書と現地標識では、表記が一致していない。

(左) 施工計画書及び現場組織表では、主任技術者。

(右) 現場標識では、監理技術者となっている。



No. 3 資材保管場所において、工事に使用する配管材が適切に保管されている。



No. 4 産業廃棄物保管所の標識
適切な形式での記載が行われている。

○ 那覇市新文化芸術発信拠点施設建設工事（建築）

1 工事担当所管部署

市民文化部 文化振興課

2 工事概要

(1) 工事施工場所

那覇市久茂地三丁目 26-13

(2) 工事内容

建築用途 劇場（建築工事）、付帯施設等

敷地面積 9,219.74 m²

建築面積 6,003.74 m²

床面積 14,582.13 m²

各階床面積 B 2 階 781.60 m²

B 1 階 390.86 m²

1 階 4,867.91 m²

2 階 3,059.74 m²

3 階 2,602.80 m²

4 階 1,895.28 m²

5 階 671.42 m²

6 階 312.52 m²

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造
（地下 2 階 地上 6 階）

発注体系 分離発注

(3) 設計業務

基本設計業務受託者 香山・久米・根路銘設計共同体

契約形式 公募型プロポーザル

実施設計・監理業務受託者 基本設計業務受託者に同じ

契約形式 特命随意契約

(4) 工事請負者

國場組・大米建設・金城キク建設・ニシダ工業共同企業体

(5) 工事契約日

平成 30 年年 10 月 4 日

(6) 工事費

設計金額 8,081,640,000 円

契約金額 7,803,000,000 円

請負率 96.55 %

契約形式 制限付き一般競争入札

(7) 工事施工期間

平成 30 年 10 月 4 日から令和 3 年 3 月 23 日

(8) 工事進捗状況

実施出来高 34.0 %(令和元年 11 月 19 日現在)

3 調査項目（着眼点）

(1) 計画について

- ア 都市計画及び事業決定の手続きは適正に行われているか。
- イ 建築工事の計画通知関係書類が整備されているか。
- ウ 地元住民に対し、事業概要について事前説明及び調整がなされているか。

(2) 設計について

- ア 事業目的に適合した設計となっているか。
- イ 法令等に適合した設計となっているか。
- ウ 仕様書、図面及び設計内訳書等の設計図書は的確に作成されているか。
- エ コスト削減意識を反映した設計となっているか。
- オ 高齢者、障がい者等利用者の立場に立った設計となっているか。

(3) 積算について

- ア 積算基準等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。
- イ 歩掛及び単価は適正か。
- ウ 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。

(4) 契約について

- ア 契約の方法及び手続きは適正か。
- イ 契約締結は適正か。

(5) 施工及び現場調査について

- ア 工事施工に関する諸官庁等への事務手続は適正に行われているか。
- イ 工事施工計画は適切か。施工計画書、工程表は適切に整備されているか。
- ウ 設計図書どおり施工されているか。また、粗悪な材料の使用、施工の粗雑、手抜き等の工事はないか。
- エ 法令等を遵守して施工されているか。
- オ 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類は整備されているか。
- カ 各種検査、材料試験等は適正に行われているか。
- キ 現場の安全管理は適切に行われているか。
- ク 工程管理及び品質管理は適切に行われているか。
- ケ 工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。
- コ 環境に配慮した建設資材の使用に努めているか。

4 総 評

音楽・舞踊・演劇等の公演や大規模な講演会・集会の会場として利用されてきた那覇市民会館は、昭和 45 年完成である。施設及び設備の老朽化と文化活動の多様化などへの対応改善を考慮し、新たな文化芸術振興の拠点として平成 24 年度より「那覇市新文化芸術発信拠点施設」の計画がされてきた。

調査時の現況は、基礎及び地下階の躯体工事と地上部の鉄骨建て方工事中である。工事進捗状況は、計画工程より少し遅れている。

工事関係書類について、サンプリングによる書類の確認および関係者への質疑応答を踏まえ、技術的事項の実施状況について調査を行った。計画、設計、積算、入札・契約及び施工について、現在必要な書類の整備状況は概ね良好である。

現場施工について、今後の各種検査、試験の実施・確認、記録の整備など遺漏なきよう関係機関、監理業務受託者及び工事請負業者と協議を密に行い対処されたい。

5 書類調査について

(1) 事業目的、計画について

ア 事業の背景、計画経緯

(ア) 平成 24 年度の諮問に基づき、付属機関である「那覇市文化行政審議会」において基本構想の検討が行われてきた。

(イ) まちづくりの中核施設としてこれまで以上の魅力的な那覇市の創造を目指していた。

(ウ) 利用者の想定は、那覇市民会館の利用者を基本とし、建設予定地が中心市街地に位置し国際通りの近くでもあることから近隣の会社員や観光客も想定したとのことである。

(エ) 平成 25 年 5 月に「那覇市文化行政審議会」より新市民会館基本構想の答申がされ、8 月に「那覇市新文化芸術発信拠点施設基本構想」が策定された。

(オ) 平成 26 年 9 月に基本計画が策定されている。

イ 与条件他

(ア) 規模や面積については、平成 25 年策定の基本構想での基本理念及び基本方針と建設地（旧久茂地小学校跡地）の敷地条件などに基づくこと。

(イ) 平成 26 年策定の基本計画に基づくこと。

(ウ) 那覇市民会館の不便な点の改善等の要望を考慮する。
などを与条件として設定している。

近隣同様施設としては、パレット市民劇場 403 席、てんぶすホール 246 席、タイムスホール 358 席及び新報ホール 606 席、市外ではてだこホールの大ホール 1,001 席、小ホール 300 席等があり計画策定時に確認されている。

ウ 設計業務について

(ア) 基本計画に基づき、設計者選定プロポーザルが平成 28 年 3 月に実施された。

(イ) 基本設計は平成 29 年 3 月に完了している。

a 指摘事項等

(要望事項)

基本設計から実施設計の変更事項は、意匠が曲面状の金属系屋根から直線形のコンクリート系屋根への変更、構造が場所打ちコンクリート杭からラップルコンクリート杭への変更である。変更経緯の議事録が確認できなかった。変更事項は、変更経緯を議事録に残すことが望ましい。

(2) 設計について

ア 意匠設計について

(ア) 配慮事項（環境、コスト縮減、維持管理等）について

a アクセシビリティや居心地の良い共用スペース、周囲への圧迫感の低減や街並みの調和、動線計画等に配慮している。

b 環境に配慮した点は、日射抑制による熱負荷の低減や間接光の取入れによる照明負荷の低減、床面から吹き出す居住域空調などにより省エネルギー対策を行っている。

c コスト縮減に配慮した点は、掘削土の縮減、部材のユニット化、鉄骨の規格鋼材の採用、支保工を使用しない型枠デッキプレートの採用などを行っている。

d 維持管理に配慮した点は、長寿命型蓄電池の採用や汎用品の採用、再生水の採用などで更新費やランニングコストの縮減を図っている。

(イ) 実施設計時に関係者から設計への要望事項について

a 基本設計時に市民ワークショップ、身体障害者団体及び舞台関係者とヒアリングを行い、要望を確認している。実施設計にて内容を整理し、設計に適宜反映している。

b 舞台関係要望については実施設計時に再度ヒアリングを行い、最終的な調整を図っている。

(ウ) 設計時に採用した設計基準・設計資料について

a 公共建築工事標準仕様書（建築工事）、建築設計基準、建築構造設計基準等である。

イ 構造設計について

(ア) 構造計算適合判定は、日本建築センターで判定を受けている。

(イ) 配慮事項（ひび割れ防止、液状化等）について

a 大スパンとなる建築計画に対応した耐震壁付ラーメン構造による鉄骨鉄筋コンクリート造の剛強な架構としている。ホール建築の遮音性ととも、安全性を満足する空間を実現しつつ、経済性、耐久性及び施工性を十分に

考慮して設計している。

b ひび割れ防止を配慮した点は、普通コンクリートで一番強度の高いコンクリートを採用している。また、大ホール及び小ホールの屋根スラブには膨張剤を採用している。

c 液状化については、問題ない。

ウ 確認申請時の指導、協議事項について

(ア) 確認申請審査機関は、那覇市建築指導課である。

(イ) 主な協議事項は、県条例 16 条の 2 「劇場の段床の定義、解釈等の確認」である。

(3) 積算について

ア 設計業務及び監理業務委託の積算

(ア) 設計業務（基本、実施）、監理業務委託の業務価格等の委託料は、建築設計業務等積算基準（沖縄県土木建築部）に基づき担当職員が行っている。採用単価は、基本設計業務が国土交通省平成 28 年度、実施設計業務が国土交通省平成 29 年度、監理業務が国土交通省平成 30 年度設計業務委託等の技術者単価を使用している。

イ 工事の積算

(ア) 設計書の数量積算業務は、設計業務委託特記仕様書に含まれ、設計業務受託者が行っている。準拠図書は、建築工事積算基準（沖縄県土木建築部）である。

積算書の値入は、担当職員が行い、採用単価は、営繕工事標準単価表（沖縄県土木建築部）（平成 30 年 7 月）、建築施工単価（2018 年 7 月夏）、建築コスト情報（2018 年 7 月夏）、積算資料（2018 年 8 月）、建設物価（2018 年 8 月）及び業者徴取見積書に基づいている。

a 指摘事項等

（要望事項）

業者徴取見積書の採用単価査定率は、各業者からのヒアリング調査によって決定している。見積徴取頻度の高い工種については、データを集積し参考資料とすることを検討されたい。

(4) 入札及び契約について

ア 基本設計業務委託について

基本設計業務委託者の選定（公募型プロポーザル）は、付属機関である「那覇市新文化芸術発信拠点施設設計者選定委員会」を設置し、公募内容、審査手続き等を決定した後、公募から選定まで行っている。

資格審査は、提出された必要書類を基に、文化振興課にて審査している。

参加業者 7 共同企業体

設計金額 87,558,000 円（消費税込）

契約金額 87,480,000 円（消費税込）

請負率 99.91% 契約日 平成 28 年 5 月 28 日

イ 実施設計及び監理業務委託について

実施設計及び監理業務委託契約は、随意契約に基づき行われた。

設計金額 210,447,720 円（消費税込）

契約金額 210,060,000 円（消費税込）

請負率 99.82% 契約日 平成 29 年 7 月 24 日

ウ 工事請負業者について

工事請負業者の選定は、担当部署が工事設計書を作成し、法制契約課へ契約手続きを依頼している。担当部署から入札方法、入札参加資格等を那覇市建設工事業者選定特別委員会へ提案、同委員会にて内容を審議して決定している。入札方法、参加資格要件の決定後、法制契約課にて公告、入札、開札及び契約の手続きが行われている。入札方法は、制限付き一般競争入札で行われた。

資格審査は、入札参加資格審査表を用い、法制契約課にて審査後、文化振興課にて確認している。

エ 執行伺いから契約までの手続は、下記のとおりである。

予 算 執 行 伺	平成 30 年 8 月 21 日
契 約 依 頼	平成 30 年 8 月 21 日
業者選定特別委員会開催、同日決定	平成 30 年 8 月 21 日
制限付き一般競争入札の実施について公告	平成 30 年 8 月 21 日
入 札	平成 30 年 9 月 13 日～14 日
開 札	平成 30 年 9 月 14 日
落 札 者 決 定	平成 30 年 9 月 20 日
仮 契 約 締 結	平成 30 年 9 月 26 日
那覇市議会 9 月定例会の議決をもって本契約に切り替え	平成 30 年 10 月 4 日

オ 履行保証及び前払保証について

(ア) 前払保証は、西日本建設業保証株式会社である。

(イ) 履行保証は、大同火災海上保険株式会社である。

カ 設計業務及び監理業務の書類等について

(7) 指摘事項等

(要望事項)

- 基本設計業務の重要事項説明書が提出されているが返却について確認できなかったもので、確認されたい。
- 監理業務の重要事項説明書の提出が確認できなかった。提出の要不要を確認されたい。
- 設計業務管理技術者等は、届けられている。積算担当者の記載が確認で

きなかった。積算業務が含まれているので記載することが望まれる。

キ 監督員通知について

工事請負業者へは 平成 30 年 10 月 4 日に通知されている。

ク 現場代理人、監理技術者届などについて

技術者の国家資格は下記である。

	現場代理人	監理技術者
工事技術者資格	一級建築施工管理技士	

ケ 工事出来高検査について

第 1 回既済部分検査が平成 31 年 3 月 19 日（進捗率 3.14%）、第 2 回既済部分検査が令和元年 9 月 25 日（進捗率 10.9%）、第 3 回既済部分検査が令和元年 10 月 21 日（進捗率 11.5%）に行われている。

コ 変更契約について

第 1 回が平成 31 年 3 月 29 日、第 2 回が令和元年 9 月 5 日であり、支払い等の変更である。

(5) 施工管理について

ア 監理・監督業務について

(ア) 施工計画書について

施工計画書は、工事請負者が作成提出後、監理者が確認、監督員が承諾している。提出の施工計画書及び施工図は、一覧表で整理されている。

a 指摘事項等

(要望事項)

総合施工計画書及び工種別施工計画書の記載内容は、特に決められていない。目次等による必要な記載項目（概要、品質計画等）の整理が施工計画書の平準化になると思われるので検討されたい。

(イ) 施工図について

a 指摘事項等

(注意事項)

(a) 施工図は、工事請負者が作成提出後、監理者が確認、監督員への報告をもって承諾に代えている。公共建築工事標準仕様書（建築工事編）では、施工図は監督員の承諾を受けることとなっているので、監督員押印をする時は、受領又は承諾の明確化を工夫されたい。

(要望事項)

- (a) 建築、設備各工事が作成した総合図の最新版の管理について、分かりにくかった。管理方法を検討されたい。
- (b) 監理業務で担当技術者が施工図のチェックをしているが、管理技術者の係わりと管理技術者の業務内容を確認されたい。
- (c) 建築、設備各工事が作成した総合図の合意が確認出来なかった。合意を確認されたい。

(ウ) 工程管理について

a 指摘事項等

(要望事項)

- (a) 毎週 1 回の週間工程会議、月 1 回の総合工程会議にて確認している。
全体工程表に分離発注設備工事、施工計画書、施工図の提出、承諾日の記載が特になかった。施工計画書、施工図の提出、承諾日、節目行事の記載により密な工程管理ができると思われるので、分離発注工事を含めた合意の全体工程表の作成を検討されたい。

(エ) 環境、官公庁提出届、維持管理、元請、下請業者等の書類について

- a 土壌汚染調査は、着工前に実施している。騒音及び振動は工事期間中に実施している。
- b 建設副産物処理について、委託契約書及び電子マニフェスト(177 件)は、整理されている。
- c 設計変更は、既存構造物の撤去工事の追加、杭長、コンクリート強度及び耐震壁配筋の変更を予定している。
- d 建物の点検マニュアル及び長期修繕計画書は、今後各工事請負業者より提出予定である。
- e 工事实績情報(CORINS)の受注登録が平成 30 年 10 月 23 日にされている。
- f 建設業退職金共済組合、工事保険及び賠償責任保険に加入している。
- g 施工体系図は、都度整理され、仮囲いに掲示されている。3 次下請までである。施工体制台帳も整備されている。

h 指摘事項等

(要望事項)

- (a) 環境物品等の調達方針採用品(グリーン購入品)の採用について確認できなかった。採用の可否を検討されたい。
- (b) 建設リサイクル法の届出、通知済みとのことである。再資源利用計画書等は整理しているとのことであるが確認できなかった。確認できるよう整理されたい。

イ 品質管理について

(ア) 使用材料について

- a 使用材料の品質・性能は、JIS 製品についてはカタログ等にて JIS 認証であることや、その規格を確認している。
- b 使用材料の「F☆☆☆☆」(ホルムアルデヒド等級の最上位規格)について、材料に記載のあるものは、現物及び写真確認、材料に記載のないものについては、使用材料承諾、納品書等で確認する予定である。

(イ) 検査、試験報告書について

- a 現場で実施した試験、立会検査は、遣り方検査、杭芯位置確認、掘削面

確認、平板載荷試験、超音波探傷試験、試験杭、配筋検査、コンクリート打設前検査、コンクリート打設・受入れ検査及び出来形確認である。

- b 現場外の材料試験、製品検査など検査立会は、コンクリート試験練、コンクリート強度試験、鉄筋搬入検査、鉄骨原寸検査及び製品検査とのことである。4週 of 構造体コンクリート圧縮強度試験は、沖縄県建設技術センター及び沖縄県生コンクリート工業共同組合中南部共同試験場にて行われている。

c 指摘事項等

(要望事項)

技能士は、下請け通知書に添付の作業員名簿へ有資格者を記載とのことであるが、当日作業の確認ができるように工夫されたい。

ウ 監督員について

(ア) 監督員の配慮事項及び委託者の監理について

- a 発注者として施工上、特に配慮すべき事項は、沈砂池や敷地外周に小堤工を設置し、工事用地より道路へ土砂や濁水の流出を防止するよう配慮をすることである。
- b 委託監理者の監理は、週間工程会議や総合工程会議、その他臨機に調整し、毎月の業務報告書にて確認を行っている。
- c 監督員、委託監理者の監理業務分掌区分は、工事監督実施要領に基づき業務を区分している。

(イ) 工事打合せ（議事録、指示協議事項等）について

- a 週間工程会議を毎週1回、総合工程会議を毎月1回開催している。出席者は、各工事監督員、監理者、各工事現場代理人、監理技術者及び主任技術者である。前回議事録、工程、連絡等の確認及び協議が行われている。
- b 施工者への指示は、口頭による指示の他、必要に応じて工事打合せ簿を用いて書面による指示をしている。

c 指摘事項等

(要望事項)

着工時に設計図書内容（不整合等）について、説明、検討会の実施状況の確認ができなかった。設計図書照査の協議、検討会の開催が望まれる。

エ 労働安全衛生管理について

(ア) 安全衛生状況について

- a 安全衛生協議会は、月1回開催である。令和元年10月30日議事録を確認した。元請、下請工事関連業者が出席し11月の工程、安全、工事内容の連絡、協議を行っている。
- b 新規入場者教育は、実施し記録を整備している。
- c 材料の安全データシート（SDS）は、防水工事及び塗装工事等の材料を取寄せる予定である。

(イ) 措置を講ずべき者の指名について

a 指摘事項等

(是正事項)

当該建設工事は、建築工事、電気設備工事、空調設備工事、衛生設備工事等が分割発注されている。このような場合、労働安全衛生法第 30 条第 2 項は、工事の発注者は、請負人で当該事業を自ら行う事業者であるもののうちから、同条第 1 項に規定する措置を講ずべき者として一人を指名しなければならない旨規定しているが、当該建設工事において、当該措置を講ずべき者を指名していることが確認できなかった。

早急に法令を遵守し、指名されたい。

オ 工種別施工について

(ア) 仮設工事

a 現地調査報告書は、工事現場隣接地の家屋調査報告書、ボーリング調査報告書及び磁気探査報告書である。

(イ) 土工事

a 検査、試験成績書及び報告書は、掘削面レベル確認、支持層確認及び平板載荷試験について検査報告書が整理されている。

b 発生土の場外処分の搬出先は、大里碎石及び大鉦とともに許可書、搬出量及び受け入れ証明書を整理している。

c 埋戻しは、現場発生土で埋戻しを行ったとのことである。

(ウ) 地業工事

a 検査、試験成績書及び報告書は、ラップルコンクリート杭施工報告書が整理されている。

(エ) 鉄筋工事

a 検査、試験成績書及び報告書は、材料搬入検査、各鉄筋のミルシート及び配筋検査報告書が整理されている。

b 鉄筋圧接部の超音波探傷試験が、有限会社ユーティ沖縄で行われている。試験成績書及び報告書は提出整理されている。地下 1 階 4, 5 工区梁筋超音波探傷検査報告書（令和元年 9 月 20 日）を確認した。

(オ) コンクリート工事

a 検査、試験成績書及び報告書は、配合報告書、コンクリート試験練、強度試験報告書などのことである。

b 生コン工場は、沖縄コンクリート（浦添）、球陽生コンクリート（浦添）、山城生コンクリート（那覇）、琉球生コンクリート（那覇）、南建工業（宜野湾）、てだこ建材（浦添）及び大野産業（南風原）の 7 工場、各工場とも（適）工場、J I S 認定工場である。生コン運搬時間は、25 分から 30 分である。

- c コンクリート打設記録は、コンクリート打設結果報告書が整理されている。
- d コンクリート強度試験は、4週 of 構造体コンクリート圧縮強度試験を公益財団法人沖縄県建設技術センターで行っている。沖縄コンクリート浦添工場製造の材齢28日（令和元年6月6日地下2階3工区底盤）の試験成績書を確認した。

e 指摘事項等

（要望事項）

打設記録は、平面図等を活用し製造工場別のトレーサビリティ（追跡可能性）の確認ができるよう工夫されたい。

(カ) 鉄骨工事

- a 検査、試験成績書及び報告書は、原寸検査、初品検査、製品検査、超音波探傷検査及び各検査報告書のことである。
- b 鉄骨製作工場は、Hグレード認定の株式会社宮昌工業である。
- c 原寸検査を令和元年5月10日及び6月27日、製品検査を令和元年8月27日、10月17日及び10月29日に行っている。立会者は、監督員、設計監理構造主任技術者、担当技術者及び監理技術者である。
- d 工場超音波検査（第三者検査）は、沖縄非破壊検査株式会社で行われている。実施された試験成績書及び報告書は提出されている。令和元年6月24日から8月24日までの柱31台の実施報告書を確認した。

(キ) 他の工種別工事

- a 各工事検査、試験成績書及び報告書は、未施工のため資料はない。
- b タイル工事の目視・打診検査、木工事の防虫防蟻処理及び含水率検査、建具工事で塗膜被膜検査、製品検査などを予定している。

6 現場調査について

市職員、監督員、監理者、現場代理人及び監理技術者の案内で現場を巡視し、目視によって調査した。

仮囲いに建設業許可標識、労災保険成立票、施工体系図及び建退共制度の適用標識は掲示されている。品質は、特に大きな問題は見受けられない。

(1) 就労人員 100人（元請共同企業体20人、下請（建築）80人）

(2) 現況

- ア 地下1階 基礎 躯体工事中
- 1階 鉄骨建て方工事中
- イ 基礎部 足場一部解体中

(3) 品質

ア 工事施工中を目視によって確認した。現況での問題は見当たらない。

(4) 工程

ア 計画工程表より少し遅れ気味である。

(5) 安全・衛生

ア 安全掲示板に掲示物は、整理されている。場内は、安全通路の明示がなされ整然としている。

(7) 指摘事項等

(注意事項)

a 安全について、乗入構台の最大積載荷重を標示されたい。

(要望事項)

a 品質について、寸法毎に色分けされた鉄筋スパーサーの使用と現場での掲示で配筋の管理が容易と思われる。検討されたい。

b 転落・墜落及び飛来落下防止のため外部足場の点検、脚立作業の適正化、消火器の設置場所の周知など災害の防止のため関係者へ遵守事項の周知を図られたい。

7 現場調査時の状況写真



掲示物

建設業許可標識、労災保険関係成立票、
建退共制度の適用標識、施工体系図



外部 南西面 現況



1階 南東部 現況



1階 大ホール 現況

○（仮称）ともかぜ振興会館建設工事（建築）

1 工事担当所管部署

まちなみ共創部 建築工事課

2 工事概要

(1) 工事場所

那覇市金城三丁目5番3、5番2

(2) 工事内容

建築用途 保健センター、集会場（建築工事）

敷地面積 6,007.27 m²

建築面積 1,934.41 m²

床面積 2,842.41 m²

各階床面積 1階 1,672.55 m²

2階 973.46 m²

3階 196.40 m²

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造（地上3階）

発注体系 分離発注

(3) 設計業務

基本設計業務受託者 アトリエ・ノア・設備研究所共同企業体

契約形式 指名競争入札

実施設計・監理業務受託者 基本設計業務受託者に同じ

契約形式 特命随意契約

(4) 工事請負者

古波蔵組・小波津組・新生実業共同企業体

(5) 工事契約日

平成30年年9月26日（変更契約日 令和元年5月24日）

(6) 工事費

設計金額 857,844,000円、変更金額 863,244,000円

契約金額 823,530,240円、変更金額 828,810,240円

請負率 96.00%

契約形式 制限付き一般競争入札

(7) 工事施工期間

平成30年9月26日～令和2年2月28日

(8) 工事進捗状況

実施出来高 73.00%（令和元年11月19日現在）

3 調査項目（着眼点）

(1) 計画について

- ア 都市計画及び事業決定の手続きは適正に行われているか。
- イ 建築工事の計画通知関係書類が整備されているか。
- ウ 地元住民に対し、事業概要について事前説明及び調整がなされているか。

(2) 設計について

- ア 事業目的に適合した設計となっているか。
- イ 法令等に適合した設計となっているか。
- ウ 仕様書、図面及び設計内訳書等の設計図書は的確に作成されているか。
- エ コスト削減意識を反映した設計となっているか。
- オ 高齢者、障がい者等利用者の立場に立った設計となっているか。

(3) 積算について

- ア 積算基準等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。
- イ 歩掛及び単価は適正か。
- ウ 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。

(4) 契約について

- ア 契約の方法及び手続きは適正か。
- イ 契約締結は適正か。

(5) 施工及び現場調査について

- ア 工事施工に関する諸官庁等への事務手続は適正に行われているか。
- イ 工事施工計画は適切か。施工計画書、工程表は適切に整備されているか。
- ウ 設計図書どおり施工されているか。また、粗悪な材料の使用、施工の粗雑、手抜き等の工事はないか。
- エ 法令等を遵守して施工されているか。
- オ 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類は整備されているか。
- カ 各種検査、材料試験等は適正に行われているか。
- キ 現場の安全管理は適切に行われているか。
- ク 工程管理及び品質管理は適切に行われているか。
- ケ 工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。
- コ 環境に配慮した建設資材の使用に努めているか。

4 総 評

本工事は、旧日本軍飛行場用地問題を解決するために実施する事業である。旧大嶺集落の伝統・文化・地域コミュニティの再生・活性化を図り、旧地主の方々の慰藉につながるような計画とし那覇市の振興に資する事業としている。

調査時の現況は、屋上が型枠組立工事中、1階が軽量鉄骨天井下地、一部塗装工事中である。工事進捗状況は、計画工程より少し遅れている。

工事関係書類について、サンプリングによる書類の確認および関係者への質疑応

答を踏まえ、技術的事項の実施状況について調査を行った。計画、設計、積算、入札・契約及び施工について、現在必要な書類の整備状況は概ね良好である。

現場施工について、今後の各種検査、試験の実施・確認、記録の整備など遺漏なきよう関係機関、監理業務受託者及び工事請負業者と協議を密に行い対処されたい。

5 書類調査について

書類調査に当たっては、事前に質問書を作成し回答を受領した。ヒアリングにより回答内容を確認するとともに補足質問により回答を得た。以下、各項目で確認した事項を箇条書きにして、「所見、評価」を記す。

(1) 事業目的、計画について

ア 事業の背景、計画経緯

- (ア) 昭和18年から19年かけて行われた旧日本軍による飛行場の土地接收等の戦後処理事案の解決を図るための事業である。
- (イ) 平成14年策定の沖縄振興計画に「沖縄における不発弾処理や旧軍飛行場用地など戦後処理等の諸問題に引き続き取り組む」と位置づけられた。
- (ウ) 平成21年度より「特定地域特別振興事業」が実施されることとなった。
- (エ) 平成23年6月に旧那覇飛行場用地問題解決地主会は、特定地域特別振興事業による問題解決を受け入れるとの決断をした。
- (オ) 平成24年5月に旧那覇飛行場用地問題解決地主会は、「(仮称)ともかぜ振興会館」の建設を要望し、事業実施に至っている。
- (カ) 平成27年3月に基本計画が策定されている。

イ 与条件他

- (ア) 地域の伝統文化継承や近隣の学校と連携して活用できる舞台のある大きな講堂を設ける。
 - (イ) 展示交流や健康増進を図れる施設とする。
 - (ウ) 旧那覇市保健センター用地を活用する。
- など、地域住民からの要望事項も踏まえ基本設計の与条件としている。

ウ 設計業務について

- (ア) 基本構想作成部署は、総務部平和交流・男女参画課である。
- (イ) 基本構想に基づき基本設計が業務委託されている。
- (ウ) 基本設計から実施設計の変更事項は、1階ピアノ収蔵庫の移動に伴う消火ポンプ室及び3階調整室側の避難経路防火戸移動による面積の変更である。

(2) 設計について

ア 意匠設計について

- (ア) 配慮事項（環境、コスト縮減、維持管理等）について
 - a 近接する公園と連携した計画、明確な歩車分離と駐車場・遊歩道の2か所から進入可能なエントランス計画とした。
 - b 環境に配慮した点は、開口部に深い庇を設け省エネ対策・高効率設備機

器採用による一次エネルギー量の抑制を行うなどである。また、雨水を散水に利用するため、雨水タンクを設置している。

c コスト縮減に配慮した点は、2棟（ホール棟、カルチャー棟）分離による全体ボリュームの縮減、特殊な材料や工法を用いない仕様などである。

d 維持管理に配慮した点は、容易な管理のためバルコニー部分をメンテナンススペースとして確保している。

(イ) 実施設計時に関係者から設計へ要望事項について

a 舞台関連の機構・音響・照明設備、緞帳の設置及び読書カフェの厨房設備の設置の要望があった。

(ウ) 設計時に採用した設計基準・設計資料について

a 公共建築工事標準仕様書（建築工事）、建築設計基準及び建築構造設計基準等である。

イ 構造設計について

(ア) 構造計算適合判定は、建築構造センターで判定を受けている。

(イ) 配慮事項（コスト縮減、ひび割れ防止等）について

a 平面形状を単純・明快なフレーム構成に努め、2棟を構造的に切り離し各棟に適した構造形式としている。

b ホール上部梁の梁成を小さくし躯体重量の軽減による建物基礎のコスト縮減を図っている。

c 杭基礎工法比較の結果、回転貫入鋼管杭工法を採用している。

d ひび割れ防止に配慮した点は、構造的壁スリット、打継目地の設置及び開口部上下壁にスリット、目地を設置している。

ウ 確認申請時の指導、協議事項について

(ア) 確認申請審査機関は、那覇市建築指導課である。

(イ) 主な協議事項は、3階避難経路の調整や建築許可時からの面積が増加した箇所の調整確認である。

(3) 積算について

ア 設計業務及び監理業務委託の積算

(ア) 設計業務（基本、実施）、監理業務委託の業務価格等の委託料は、建築設計業務等積算基準（沖縄県土木建築部）に基づき担当職員が行っている。採用単価は、基本設計業務が国土交通省平成28年度、実施設計業務が国土交通省平成29年度、監理業務が国土交通省平成30年度設計業務委託等の技術者単価を使用している。

イ 工事の積算

(ア) 設計書の数量積算業務は、設計業務委託特記仕様書に含まれ、建築工事積算基準（沖縄県土木建築部）に基づき実施設計業務受託者が行っている。

(イ) 積算書の値入は、建築工事課担当職員が行い、採用単価は、営繕工事標準単価表（沖縄県土木建築部）（平成30年7月）、建築施工単価（2018年4月夏）、

建築コスト情報（2018年4月夏）、積算資料（2018年6月）、建設物価（2018年6月）及び業者徴取見積書に基づいている。物価版は平均単価、業者徴取見積書の場合は最低の単価を採用している。

(ウ) 指摘事項等

（要望事項）

業者徴取見積書の採用単価査定率について、掛け率は採用していない。市の設定査定率は、ないとのことであるが、見積徴取頻度の高い工種についてデータを集積し参考資料とすることを検討されたい。

(4) 入札及び契約について

ア 基本設計業務委託について

基本設計業務委託者の選定は、那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規定に基づき、指名選定委員会に諮り決定している。

資格審査は、当該設計事務所は法制契約課に事業者登録をしており、登録時に登録資格を審査している。

参加業者 10共同企業体

設計金額 20,098,800円（消費税込）

契約金額 19,418,400円（消費税込）

請負率 96.61% 契約日 平成28年5月23日

イ 実施設計及び監理業務委託について

実施設計及び監理業務委託契約は、随意契約に基づき行われた。

設計金額 53,705,160円（消費税込）

契約金額 51,516,000円（消費税込）

請負率 95.92% 契約日 平成29年7月31日

ウ 工事請負業者について

工事請負業者の選定は、建築工事課で工事設計書を作成し、法制契約課へ契約手続きを依頼している。法制契約課で、入札方法、入札参加資格等を那覇市建設工事業者選定特別委員会へ提案、同委員会にて内容を審議して決定している。入札方法、参加資格要件の決定後、法制契約課にて公告、入札、開札及び契約の手続きが行われた。入札方法は、制限付き一般競争入札で行われた。

資格審査は、共同企業体の資格審査を法制契約課が事前に行い、開札後、落札予定者の事後審査を法制契約課にて審査、建築工事課にて確認している。

エ 執行伺いから契約までの手続は、下記のとおりである。

予 算 執 行 伺	平成30年6月14日
契 約 依 頼	平成30年6月14日
A選定委員会開催、同日決定	平成30年6月21日
制限付き一般競争入札の実施について公告	平成30年7月13日

入 札	平成 30 年 8 月 13 日～14 日
開 札	平成 30 年 8 月 15 日
落 札 者 決 定	平成 30 年 8 月 20 日
仮 契 約 締 結	平成 30 年 8 月 30 日
那覇市議会 9 月定例会の議決 をもって本契約に切り替え	平成 30 年 9 月 26 日

オ 前払保証及び履行保証について

(ア) 前払保証は、西日本建設業保証株式会社である。

(イ) 履行保証は、西日本建設業保証株式会社である。

カ 設計業務及び監理業務の書類等について

(7) 指摘事項等

(注意事項)

実施設計業務及び工事監理業務受託の重要事項説明書が提出されているが、説明を受けた担当者の氏名が「まちなみ共創部建築工事課」となっている。氏名を明記されたい。

(要望事項)

実施設計業務管理技術者等は、届けられている。積算担当者の記載が確認できなかった。積算業務が含まれているので記載することが望まれる。

キ 監督員通知について

工事請負業者へは 平成30年 7 月12日に通知されている。

ク 現場代理人、監理技術者届などについて

技術者の国家資格は下記である。

	現場代理人	監理技術者
工事技術者資格	一級建築施工管理技士	

ケ 工事出来高検査について

第 1 回既済部分検査が令和元年 8 月29日（進捗率30.0%）、第 2 回既済部分検査が令和元年10月 1 日（進捗率38.1%）に行われている。

コ 変更契約について

令和元年 5 月24日に杭工事等の変更による増額（528万円）である。

(5) 施工管理について

ア 監理・監督業務について

(ア) 施工計画書について

施工計画書は、工事請負者が作成提出後、監理者が確認し押印後、監督員及び主任監督員が確認後、承諾している。提出の施工計画書及び施工図は、一覧表で整理されている。

a 指摘事項等

(要望事項)

(a) 総合施工計画書の記載内容は、必要項目について協議し記載を考慮されたい。(提出の必要な工種別施工計画書、施工図など)

(b) 工種別施工計画書の記載内容は、品質計画等の必要事項を確認されたい。

(イ) 総合図について

a 指摘事項等

(注意事項)

総合図は、工事請負者が作成提出後、監理者が確認・押印後、監督員及び主任監督員が確認後、承諾しているが、最新版の管理について、分かりにくかった。管理方法を検討されたい。

(ウ) 工程管理について

工程管理について、毎週1回の週間工程会議や月間工程表及び週間工程表にて工事進捗を確認している。

(エ) 環境、官公庁提出届、維持管理、元請、下請業者等の書類について

a 工事着工前調査は、現場内外の隣接施設の状況（既存物調査）を行っている。

b 建設副産物処理について、委託契約書及びマニフェスト（A票15枚 E票15枚）は、整理されている。

c 建設リサイクル法の届出及び通知は、済んでいる。再資源利用計画書等は整理されている。

d 施設の管理運営は指定管理者制度を導入予定であり、長期修繕計画書は、指定管理者と協議して検討を予定している。

e 工事实績情報（C O R I N S）の受注登録が平成30年10月11日、第1回変更登録が令和元年5月31日にされている。

f 建設業退職金共済組合（建退共）、工事保険及び賠償責任保険に加入している。

g 施工体系図は、都度整理され、仮囲いに掲示されており、3次下請（杭工事）までである。施工体制台帳も提出されている。

h 指摘事項等

(要望事項)

環境物品等の調達方針採用品（グリーン購買品）の採用について確認できなかった。採用の可否を検討されたい。

イ 品質管理について

(ア) 使用材料について

a 使用材料の品質・性能は、J I S製品についてはカタログ等にてJ I S認証であることや、その規格を確認している。

- b 使用材料の「F☆☆☆☆」(ホルムアルデヒド等級の最上位規格)について、資材搬入時に目視確認を行い、写真管理を行っている。

(イ) 検査、試験報告書について

- a 現場で実施した試験、立会検査は、杭芯位置確認、コンクリート試験練、超音波探傷試験、配筋検査、コンクリート打設・受入れ検査、出来形確認などである。
- b 現場外での材料試験、製品検査など検査立会は、コンクリート、鉄骨、金属製建具など搬入前に随時行っている。4週の構造体コンクリート圧縮強度試験は、公益財団法人沖縄県建設技術センターで行われている。
- c 技能士は、下請け通知書の作業員名簿に有資格者を記載している。

ウ 監督員について

(ア) 監督員の配慮事項及び委託者の監理について

- a 発注者として施工上、特に配慮すべき事項は、工事進捗管理の管理である。
- b 委託監理者の監理は、月間工程表による月毎の監理の進捗状況を確認している。
- c 監督員及び委託監理者の監理業務分掌区分は、工事監督実施要領により定められている。

(イ) 工事打合せ(議事録、指示協議事項等)について

- a 週間工程会議を毎週1回開催している。出席者は、工事主管課、各工事監督員、監理者及び各工事現場代理人である。議事録は整備している。各工事間の連絡調整は、建築分科会工程会議で連絡調整を行っている。
- b 施工者への指示は、工事打合せ簿を用いて書面による指示をしている。

c 指摘事項等

(要望事項)

着工時に設計図書内容(不整合等)について、説明、検討会の実施状況の確認ができなかった。設計図書照査の協議及び検討会の開催が望まれる。

エ 労働安全衛生管理について

(ア) 安全衛生状況について

- a 新規入場者教育は、実施し記録を整備している。
- b 材料の安全データシート(SDS)は、塗装工事、防水工事等の材料を取寄せている。
- c 安全衛生協議会は、月1回開催しており、令和元年6月19日議事録を確認した。各共同企業体が出席し安全パトロールを行っている。

d 指摘事項等

(要望事項)

下請け業者を含めた作業間の連絡調整等について行うよう指導されたい。

(イ) 措置を講ずべき者の指名について

a 指摘事項等

(是正事項)

当該建設工事は、建築工事、電気設備工事、空調設備工事、衛生設備工事等が分割発注されている。労働安全衛生法第30条第2項の指名を建築工事課長名で行っているが、同項の規定によれば、当該指名は、発注者である那覇市長が行わなければならないとされており、早急に法令を遵守し、改められたい。

オ 工種別施工について

(ア) 仮設工事

a 現地調査報告書は、測量成果簿及び土質調査報告書である。

(イ) 地業工事

a 検査、試験成績書及び報告書は、杭施工報告書が整理されている。管理値の設定及び施工データは整理されている。

(ウ) 鉄筋工事

a 検査、試験成績書及び報告書は、鉄筋のガス圧接、超音波試験及び配筋検査が整理されている。

b 鉄筋圧接部の超音波探傷試験が、有限会社沖縄超音波検査所で行われている。試験成績書及び報告書は提出整理されている。カルチャー棟1階柱の超音波探傷検査報告書（令和元年5月24日）を確認した。

(エ) コンクリート工事

a 検査、試験成績書及び報告書は、コンクリート試験練、打設時の受入れ検査及び圧縮強度試験などである。

b 生コン工場は、山城生コンクリート（那覇）、琉球生コンクリート（那覇）、及び球陽生コンクリート（浦添）の3工場、各工場とも（適）工場、JIS認定工場である。生コン運搬時間は、約30分である。

c コンクリート強度試験は、4週の構造体コンクリート圧縮強度試験を公益財団法人沖縄県建設技術センターで行っている。山城コンクリート工業（那覇工場）製造の材齢28日（令和元年7月13日1階躯体カルチャー棟）の試験成績書を確認した。

d 生コンの受入検査項目は、現場代理人及び監理者が確認している。

e 指摘事項等

(要望事項)

コンクリート打設記録は、コンクリート打設結果報告書が整理されている。打設記録は、平面図等を活用し製造工場別のトレーサビリティ（追跡可能性）の確認ができるよう工夫されたい。

(カ) 鉄骨工事

- a 検査、試験成績書及び報告書は、原寸検査・テープ合わせ、社内製品検査報告書、製品検査及び第三者超音波探傷検査の各報告書である。
- b 鉄骨製作工場は、Hグレード認定の金秀鉄工株式会社西原工場である。
- c 製品検査を令和元年8月21日に行っており、立会者は、監督員、監理者、担当技術者及び現場代理人である。
- d 工場超音波検査（第三者検査）は、沖縄非破壊検査株式会社で行われている。実施された試験成績書、報告書は提出されている。令和元年8月6日から8月29日までの柱15台、梁5台の報告書を確認した。また、社内超音波探傷検査報告書も提出されている。令和元年7月29日から8月28日までの柱15台、梁5台の報告書を確認した。

(キ) 金属製建具工事

検査、試験成績書及び報告書は、製品検査及び受入検査とのことであり、報告書の確認は、製品検査時に行っている。

(ク) 他の工種別工事

- a 各工事検査、試験成績書及び報告書は、未施工のため資料はない。
- b 防水工事のシーリング簡易接着性能試験、木工事の防虫防蟻処理などを予定している。

6 現場調査について

市職員、監督員、監理者及び現場代理人の案内で現場を巡視し、目視によって調査した。

仮囲いに建設業許可標識、労災保険成立票、施工体系図及び建退共制度の適用標識は掲示されている。品質は、特に大きな問題は見受けられない。

(1) 就労人員 49人（元請共同企業体6人、下請（建築）43人）

(2) 現況

- ア 屋上 型枠躯体工事中
- 1階 軽量鉄骨天井下地、塗装工事中
- イ 外部 足場存置中

(3) 品質

ア 工事施工中を目視によって確認した。現況での問題は見当たらない。

(4) 工程

ア 計画工程表より少し遅れ気味である。

(5) 安全・衛生

ア 安全掲示板に掲示物は、整理されている。場内は、整理がなされ整然としている。

(7) 指摘事項等

(注意事項)

- a 安全について、作業構台の最大積載荷重を標示されたい。

(要望事項)

- a 品質について、屋上防水部の水溜まりについて、マーキングの上、勾配等を確認されたい。
- b 転落・墜落及び飛来落下防止のため外部足場の点検、脚立作業の適正化、消火器の設置場所の周知など災害の防止のため関係者へ遵守事項の周知を図られたい。

7 現場調査時の状況写真



掲示物（各共同企業体含む）
建設業許可標識、労災保険関係成立票、
建退共制度の適用標識、施工体系図



外部 北面 現況



屋上屋根 躯体工事 現況



1階 仕上げ工事 現況